

# 消費税法

## 計算テキスト1



# は じ め に

1946年（昭和21年）11月3日に公布され、翌年5月3日（憲法記念日）に施行された日本国憲法には、国民の義務として【納税の義務】が、そして財政に関して【租税法律主義】が規定されています。文章を眺めてみると法律によって定められた租税を納める義務が規定され、この租税収入によって国や都道府県、市区町村という地方団体が運営されることとなりますので、租税は我々の生活の根幹をなす一つの重要な要素になっているといえます。

この租税に関する様々な税務（税金を賦課したり徴収したりする行政事務）に関して、徴収サイド及び納税サイド両面からの要請により生まれたのが税理士制度であり、これを定めた税理士法の第一条には【税理士の使命】として、以下の規定がなされています。

みなさんが目指す『税理士』とは、非常に高いレベルの知識と良識（倫理観）が必要とされ、その責任も非常に重いものとなります。しかし裏を返せば、やり甲斐のある職業といえます。日本の経済状況に関しては様々な見方や考え方があると思いますが、税理士が多く関与する中小企業は全企業の99%を超えており、これらの健全な成長が日本経済の発展に不可欠であることは疑う余地がないと私達は考えています。

私達 資格の大原 税理士講座教職員一同は、みなさんが目指している税理士という職業の重要性を忘れることなく、税理士試験合格を目指すみなさんを全力でサポートして参りますので、みなさんも『必ず合格する！』という初心を忘れることなく、税理士試験合格を目指して今日からの一日一日を大切に過ごしてください。

## 日本国憲法（抜粋）

### 第三章 国民の権利及び義務

#### 第三十条 【納税の義務】

国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。

### 第七章 財政

#### 第八十四条【租税法律主義】

あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする。

## 税理士法（抜粋）

### 第一章 総則

#### 第一条 【税理士の使命】

税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそつて、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。

資格の大原

税理士講座教職員一同

# 目次

|                               |     |
|-------------------------------|-----|
| <b>ガイダンス</b>                  | 1   |
| <b>1-1 消費税法の概要</b>            |     |
| 1 消費税法の概要                     | 2   |
| <b>2-1 課税の対象</b>              |     |
| 1 国内取引の課税の対象                  | 18  |
| <b>3-1 非課税</b>                |     |
| 1 国内取引の非課税                    | 40  |
| <b>4-1 輸出免税等</b>              |     |
| 1 輸出取引等に係る免税                  | 64  |
| 2 租税特別措置法における免税               | 75  |
| <b>6-1 資産の譲渡等の時期</b>          |     |
| 1 資産の譲渡等の時期                   | 78  |
| <b>9-1 控除対象仕入税額</b>           |     |
| 1 控除対象仕入税額の計算                 | 80  |
| <b>16-1 売上げに係る対価の返還等</b>      |     |
| 1 売上げに係る対価の返還等                | 92  |
| <b>17-1 貸倒れが生じた場合</b>         |     |
| 1 貸倒れに係る消費税額の控除               | 100 |
| 2 回収債権に係る消費税額の加算              | 104 |
| <b>9-2 課税仕入れの範囲</b>           |     |
| 1 課税仕入れの範囲                    | 108 |
| <b>23-1 計算問題の解答にあたって(その1)</b> |     |
| 1 答案作成上の留意点                   | 124 |
| <b>9-3 課税仕入れ等の時期</b>          |     |
| 1 課税仕入れ等の時期                   | 128 |

## **8－1 課税売上割合**

|          |     |
|----------|-----|
| 1 課税売上割合 | 138 |
|----------|-----|

## **8－2 課税期間における課税売上高**

|                 |     |
|-----------------|-----|
| 1 課税期間における課税売上高 | 156 |
|-----------------|-----|

## **9－4 課税売上割合に準ずる割合**

|                |     |
|----------------|-----|
| 1 課税売上割合に準ずる割合 | 162 |
|----------------|-----|

## **23－2 計算問題の解答にあたって(その2)**

|                 |     |
|-----------------|-----|
| 1 電卓の使用方法について   | 166 |
| 2 計算問題の解答方法について | 172 |

## **11－1 仕入れに係る対価の返還等**

|                              |     |
|------------------------------|-----|
| 1 仕入れに係る対価の返還等               | 178 |
| 2 課税貨物の引取りに係る消費税額につき還付を受ける場合 | 189 |

## **5－1 納税義務の免除**

|                 |     |
|-----------------|-----|
| 1 納税義務の免除       | 198 |
| 2 基準期間における課税売上高 | 199 |

## **18－1 中間申告に係る納付税額の計算**

|                  |     |
|------------------|-----|
| 1 中間申告に係る納付税額の計算 | 210 |
|------------------|-----|

## **20－1 国境を越えた役務の提供**

|               |     |
|---------------|-----|
| 1 国境を越えた役務の提供 | 220 |
|---------------|-----|

## **9－5 課税仕入れ等の分類**

|             |     |
|-------------|-----|
| 1 課税仕入れ等の分類 | 244 |
|-------------|-----|

## **10－1 非課税資産の輸出等を行った場合の仕入税額控除の特例**

|                             |     |
|-----------------------------|-----|
| 1 非課税資産の輸出等を行った場合の仕入税額控除の特例 | 264 |
|-----------------------------|-----|

## **12－1 調整対象固定資産に係る仕入税額控除の調整**

|                        |     |
|------------------------|-----|
| 1 調整対象固定資産に係る仕入税額控除の調整 | 276 |
|------------------------|-----|

## **5－2 特定期間における課税売上高による納税義務の免除の特例**

|                              |     |
|------------------------------|-----|
| 1 特定期間における課税売上高による納税義務の免除の特例 | 308 |
|------------------------------|-----|

**5 - 3 相続があった場合の納税義務の免除の特例**

|                            |     |
|----------------------------|-----|
| 1 相続があった場合の納税義務の免除の特例..... | 318 |
|----------------------------|-----|

**5 - 4 合併があった場合の納税義務の免除の特例**

|                            |     |
|----------------------------|-----|
| 1 合併があった場合の納税義務の免除の特例..... | 326 |
|----------------------------|-----|

|              |     |
|--------------|-----|
| 仮計表その1 ..... | 340 |
|--------------|-----|

## 凡 例

本書において引用している法令、通達の略語は次のとおりです。

法……………消費税法

法別表……………消費税法別表第一、一の二、二、二の二、三

令……………消費税法施行令

規……………消費税法施行規則

基通……………消費税法基本通達

法附則……………消費税法附則

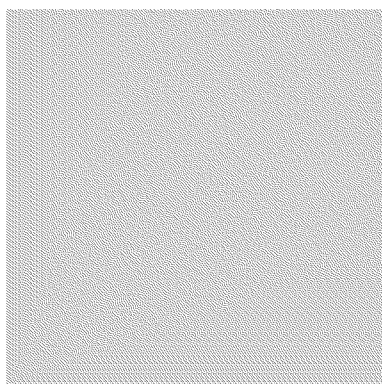
(使用例)

法30②二……………消費税法第30条第2項第2号





# ガイドンス



# 受講にあたって

## ① 出題形式

第一問（理論）50点、第二問（計算）50点

## ② テキスト項目の位置づけ

**具体例** **解 答** **解 説** …項目理解のための問題と、その解答・解説です。

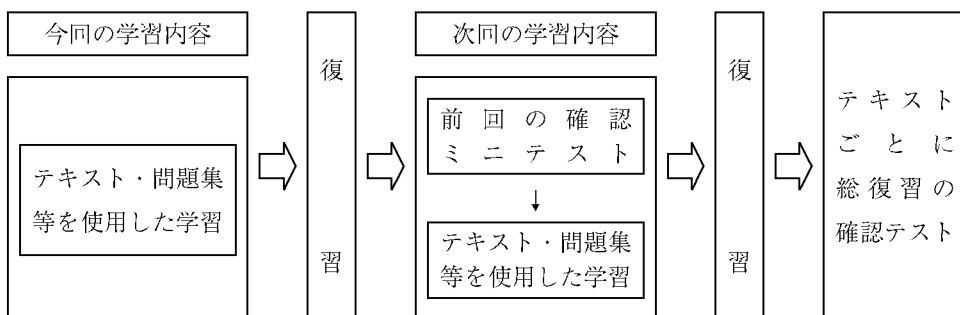
**参 考** …各項目の理解を深めるための項目です。

**研 究** …難易度が高いため、基礎が固まってから確認していただきたい項目です。

★印…本試験の出題可能性を考慮して、学習の優先順位が下がる項目です。

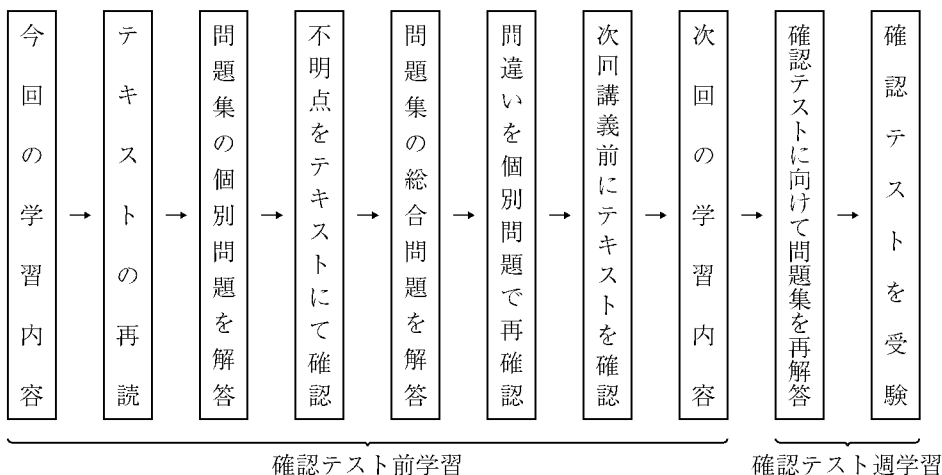
学習の効率化を図るため、無印→★印→研究の順に復習してください。

## ③ 学習方法



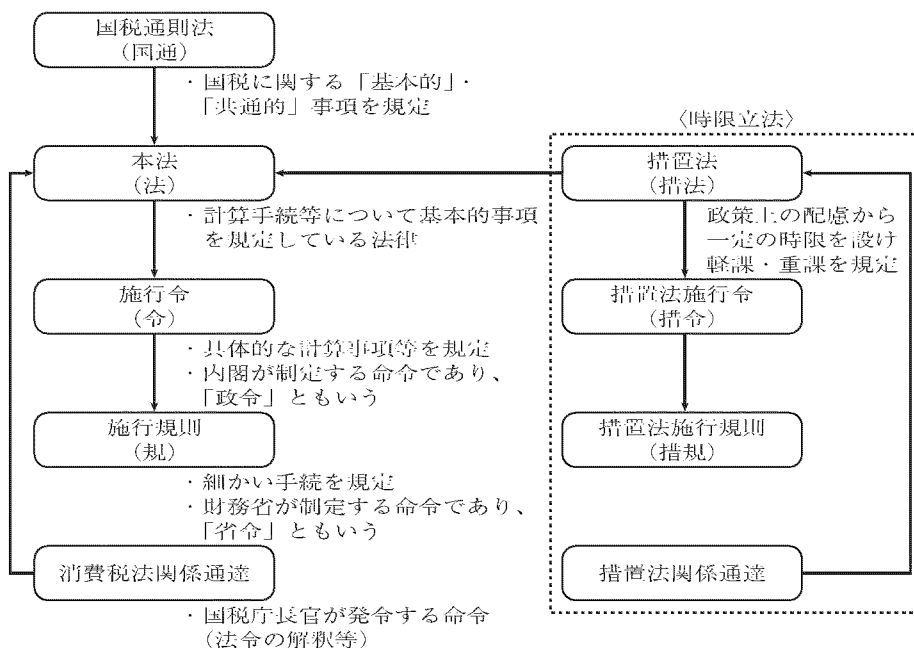
### 【消費税法：復習のスケジュール】

下記の例示を参考に、各自の生活に合わせた学習のスケジュールを設定して下さい。

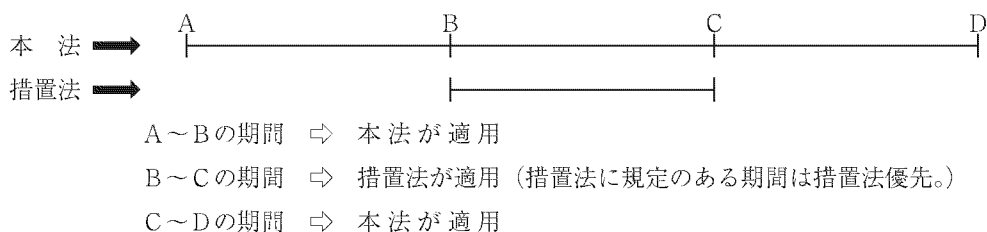


# 税法条文の基礎知識

## ① 条文の体系



## ② 本法と措置法の関係



## ③ 条文の読み方

### (1) 構 成

「条」➡「項」➡「号」

### (2) 具 体 例

消費税法第30条第2項第一号イ

↓

|   |    |   |   |   |
|---|----|---|---|---|
| 法 | 30 | ② | 一 | イ |
|   | ↑  | ↑ | ↑ |   |
|   | 条  | 項 | 号 |   |

## 消費税法 年間カリキュラム

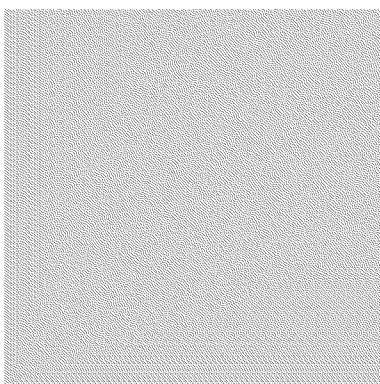
|    |                                                                                                                                                                                      |                                                                           |
|----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 1-1 消費税法の概要                                                                                                                                                                          | 計算テキスト1                                                                   |
| 2  | 2-1 課税の対象                                                                                                                                                                            | 計算テキスト1                                                                   |
| 3  | 3-1 非課税                                                                                                                                                                              | 計算テキスト1                                                                   |
| 4  | 4-1 輸出免税等                                                                                                                                                                            | 計算テキスト1                                                                   |
| 5  | 5-1 納税義務の免除<br>5-2 特定期間における課税売上高による納税義務の免除の特例<br>5-3 相続があった場合の納税義務の免除の特例<br>5-4 合併があった場合の納税義務の免除の特例<br>5-5 会社分割などがあった場合の納税義務の免除の特例<br>5-6 新設法人の納税義務の免除の特例<br>5-7 特定新規設立法人の納税義務の免除の特例 | 計算テキスト1<br>計算テキスト1<br>計算テキスト1<br>計算テキスト1<br>計算テキスト2<br>計算テキスト2<br>計算テキスト2 |
| 6  | 6-1 資産の譲渡等の時期                                                                                                                                                                        | 計算テキスト1                                                                   |
| 7  | 7-1 課税標準                                                                                                                                                                             | 計算テキスト2                                                                   |
| 8  | 8-1 課税売上割合<br>8-2 課税期間における課税売上高                                                                                                                                                      | 計算テキスト1<br>計算テキスト1                                                        |
| 9  | 9-1 控除対象仕入税額<br>9-2 課税仕入れの範囲<br>9-3 課税仕入れ等の時期<br>9-4 課税売上割合に準ずる割合<br>9-5 課税仕入れ等の分類                                                                                                   | 計算テキスト1<br>計算テキスト1<br>計算テキスト1<br>計算テキスト1<br>計算テキスト1                       |
| 10 | 10-1 非課税資産の輸出等を行った場合の仕入税額控除の特例                                                                                                                                                       | 計算テキスト1                                                                   |
| 11 | 11-1 仕入れに係る対価の返還等                                                                                                                                                                    | 計算テキスト1                                                                   |
| 12 | 12-1 調整対象固定資産に係る仕入税額控除の調整                                                                                                                                                            | 計算テキスト1                                                                   |
| 13 | 13-1 居住用賃貸建物を課税賃貸用に供した場合等の仕入税額控除の調整                                                                                                                                                  | 計算テキスト2                                                                   |
| 14 | 14-1 棚卸資産に係る仕入税額控除の調整                                                                                                                                                                | 計算テキスト2                                                                   |
| 15 | 15-1 簡易課税制度                                                                                                                                                                          | 計算テキスト2                                                                   |
| 16 | 16-1 売上げに係る対価の返還等                                                                                                                                                                    | 計算テキスト1                                                                   |
| 17 | 17-1 貸倒れが生じた場合                                                                                                                                                                       | 計算テキスト1                                                                   |
| 18 | 18-1 中間申告に係る納付税額の計算<br>18-2 合併があった場合の中間申告に係る納付税額の計算                                                                                                                                  | 計算テキスト1<br>計算テキスト2                                                        |
| 19 | 19-1 国等に対する特例                                                                                                                                                                        | 計算テキスト2                                                                   |
| 20 | 20-1 国境を越えた役務の提供                                                                                                                                                                     | 計算テキスト1                                                                   |
| 21 | 21-1 軽減税率<br>21-2 複数税率の場合の計算パターン                                                                                                                                                     | 計算テキスト2<br>計算テキスト2                                                        |

|     |        |                   |         |
|-----|--------|-------------------|---------|
| 22) | 22-1   | 特殊項目Ⅱ（その1）        | 計算テキスト2 |
|     | 22-2   | 特殊項目Ⅱ（その2）        | 計算テキスト2 |
|     | 22-3   | 特殊項目（その3）         | 計算テキスト2 |
|     | 22-4   | 特殊項目（その4）         | 計算テキスト2 |
| 23) | 23-1   | 計算問題の解答にあたって（その1） | 計算テキスト1 |
|     | 23-2   | 計算問題の解答にあたって（その2） | 計算テキスト1 |
|     | 23-3   | 計算問題の解答にあたって（その3） | 計算テキスト2 |
| 24) | 24-1   | 3割特例              | 計算テキスト2 |
| 25) | 仮計表その1 |                   | 計算テキスト1 |
|     | 仮計表その2 |                   | 計算テキスト2 |

MEMO

1 - 1

# 消費税法の概要



# 1 消費税法の概要

## ① 消費税等の仕組み

### 〔1〕 消費税の税率 理論 6－2〔1〕

消費税法において税率は標準税率7.8%、軽減税率6.24%と定められており、この消費税額に22/78を乗じて算出した金額を地方税法の定めにより地方消費税として上乘せし、消費者の負担する税率は合わせて10%又は8%となる。

| 区 分       | 軽減税率                  | 標準税率                 |
|-----------|-----------------------|----------------------|
| 消 費 税     | 6.24%                 | 7.8%                 |
| 地 方 消 費 税 | 1.76%<br>(消費税額の22/78) | 2.2%<br>(消費税額の22/78) |
| 合 計       | 8%                    | 10%                  |

### 〔2〕 課税の対象

消費税は、国内における「消費」に担税力を求めて、事業者が行う商品の販売や貸付け、サービスの提供などの売上げに対して課税することにより、消費者が最終的に負担する税金である。

したがって、消費者は商品を購入したり、サービスの提供を受ける際に、その取引代金の10%又は8%に相当する消費税を負担することとなり、事業者が売上げの際、消費者から預かった消費税を、消費者に代わり国に納付することとなる。

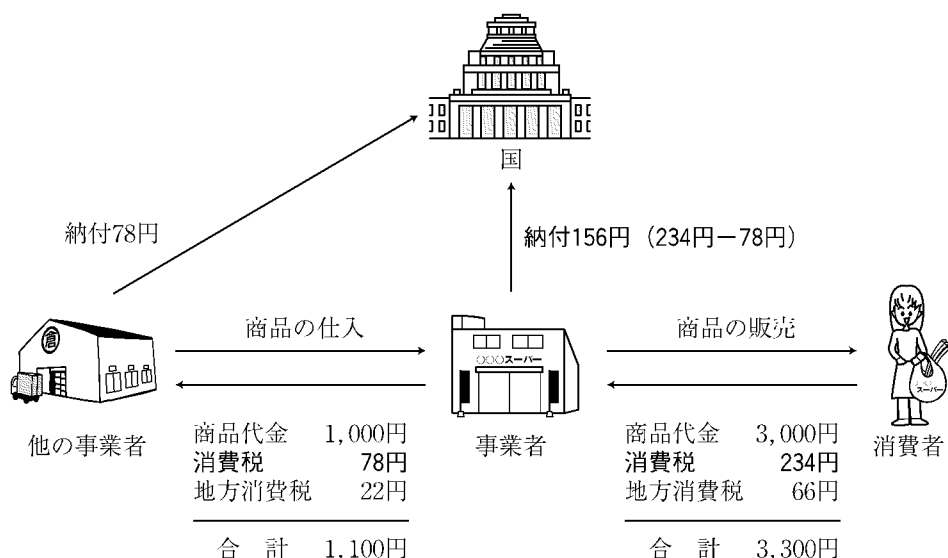
### 〔3〕 仕入税額控除

消費税は、原則として事業者が行う売上げに対して課税される。

したがって、事業者が他の事業者から商品を購入したり、サービスの提供を受けることに伴い、他の事業者に対してその代金を支払う際に、その取引代金に消費税も併せて支払うこととなる。

そこで、事業者が納付すべき消費税額は、売上げに係る消費税額から仕入れに係る消費税額を差し引いて計算することとなる。

**図解** 消費税等の仕組み



**〔4〕 税込価格の概念**

次の算式により税抜価格（本体価格）又は消費税相当額を求めることとなる。

$$\boxed{\text{税 抜 価 格}} = \boxed{\text{税込価格} \times \frac{100}{110}}$$

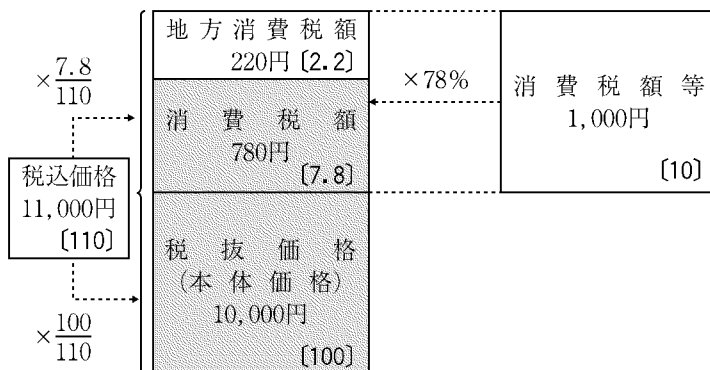
$$\boxed{\text{消費税相当額}} = \boxed{\text{税込価格} \times \frac{7.8}{110}} \quad \text{又は} \quad \boxed{\text{消費税額等}(\%) \times 78\%}$$

(※) 消費税額及び地方消費税額の合計額

**具体例** (税込価格が11,000円である場合)

$$\text{税抜価格（本体価格）} \Rightarrow 11,000 \times \frac{100}{110} = 10,000$$

$$\text{消費税相当額} \Rightarrow 11,000 \times \frac{7.8}{110} = 780 \quad \text{又は} \quad 1,000 \times 78\% = 780$$



## 〔5〕 税額の計算方法

### 算 式

納付税額＝売上に係る消費税額－仕入に係る消費税額

売上に係る消費税額及び仕入に係る消費税額は、次の方法により算出する。

#### (1) 原 則

- ① 売上に係る消費税額…割戻し計算

$$\text{税込課税売上高} \times \frac{7.8}{110}$$

- ② 仕入に係る消費税額…積上げ計算

適格請求書等に記載された課税仕入に係る消費税額等×78%

※ 仕入に係る消費税額の計算は、相手方から交付を受けた適格請求書などの請求書等に記載されている消費税額等に78%を乗じて算出する。

#### (2) 特 例

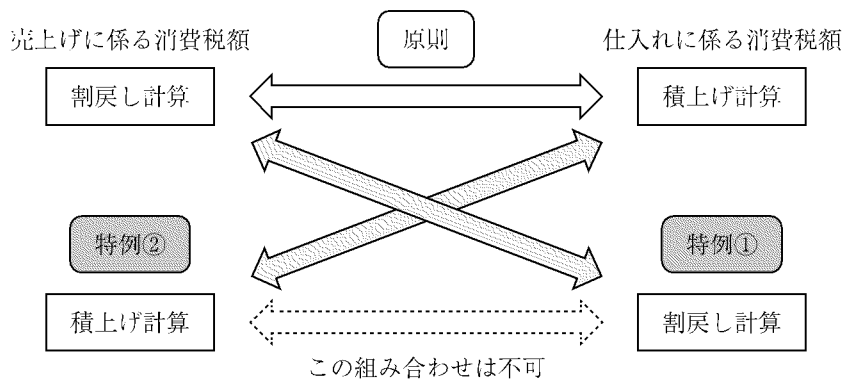
- ① 仕入に係る消費税額…割戻し計算

$$\text{税込課税仕入高} \times \frac{7.8}{110}$$

- ② 売上に係る消費税額…積上げ計算（適格請求書発行事業者に限る）

適格請求書等に記載した課税売上に係る消費税額等×78%

### 図 解 計算方法の組み合わせ

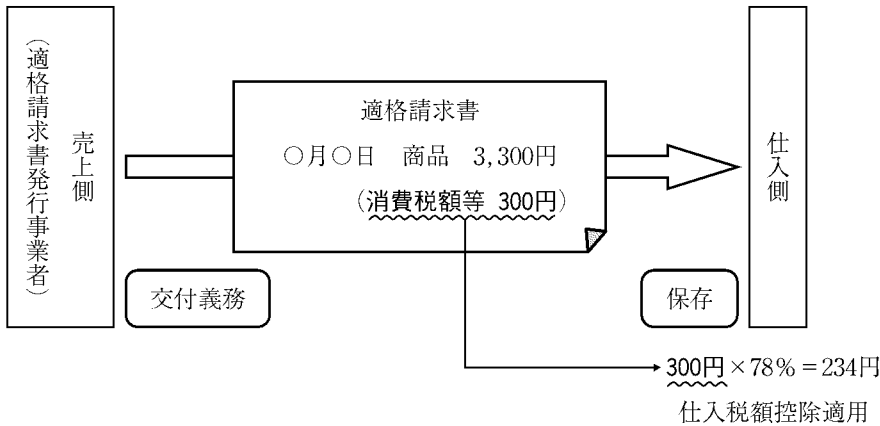


**解説** 適格請求書等保存方式（インボイス制度）の概要

令和5年10月1日から適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が導入された。

適格請求書等保存方式とは、標準税率と軽減税率の複数税率に対応するための仕入税額控除の方式である。売上側と仕入側双方の適用税率の認識を一致させるため、適格請求書発行事業者の登録を受けた売上側には適格請求書等の交付を義務付けている。その交付を受ける仕入側では帳簿及び適格請求書発行事業者が交付する適格請求書等を保存することにより仕入税額控除の適用を受けることができる。

仕入れに係る消費税額の計算は、原則として交付を受けた適格請求書等に記載された消費税額等を基礎として算出することとされている。



**〔6〕 経過措置**

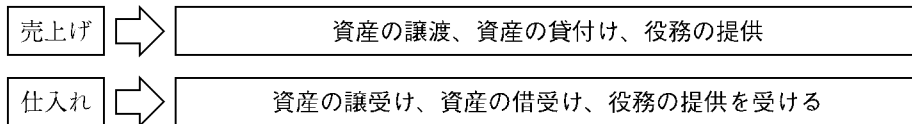
インボイス制度導入に伴い、売上げ・仕入れの税額の計算方法につき経過措置が設けられているため、次の点に留意する必要がある。

| 売上げ・仕入れを行った日 |    | 税額計算方法                                     |
|--------------|----|--------------------------------------------|
| 令和5年10月1日    | 前  | 売上げ・仕入れともに割戻し                              |
|              | 以後 | 売上げ…（原則）割戻し （特例）積上げ<br>仕入れ…（原則）積上げ （特例）割戻し |

## ② 売上げ・仕入れの概念（法2①八、十二）

消費税は「売上げ」、「仕入れ」という取引を対象として課税を行う。消費税法においては「売上げ」、「仕入れ」を次のように規定しており、会計学などでいう事業者の本業から発生する売上高、売上原価だけでなく、本業以外の事業活動から発生した取引もすべて含まれる。

また、会計学、所得税法、法人税法のような、所得計算の考え方はなく、収益・費用の期間対応という概念もないことに注意する必要がある。



したがって、消費税の「売上げ」、「仕入れ」は、具体的に次のように把握する。

|       | 具 体 例                                                | 留 意 点                                                                                           |
|-------|------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 売 上 げ | 商品売上高、役務収益<br>建物・機械などの固定資産の売却収入など                    | (1) 本業によるもの、本業以外によるものを問わない。<br>(2) 売上げ・仕入れの取引金額（対価）がそれぞれ計上される。<br>(3) 売却益（損）は消費税法上の売上げ・仕入れではない。 |
| 仕 入 れ | 商品仕入高<br>消耗品費・広告宣伝費・水道光熱費等の費用<br>建物・機械などの固定資産の購入支出など |                                                                                                 |

### 具体例 1

「固定資産売却損」12,300円は、当課税期間において売却した製品製造用機械装置（売却価額787,700円、帳簿価額800,000円）の売却損である。

**解 答** 787,700⇒売上げに該当する。

### 具体例 2

「減価償却費」200,000円は、当課税期間において10,000,000円で購入した建物に係るものである。

**解 答** 10,000,000⇒仕入れに該当する。

### 具体例 3

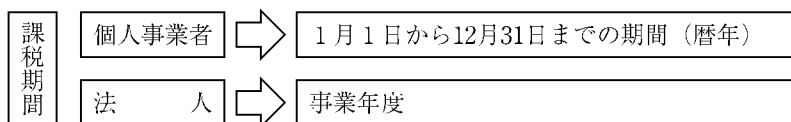
|         |                |
|---------|----------------|
| 期首商品棚卸高 | 46,891,000円    |
| 当期商品仕入高 | 1,001,746,000円 |
| 計       | 1,048,637,000円 |
| 期末商品棚卸高 | 48,349,000円    |
| 売 上 原 価 | 1,000,288,000円 |

**解 答** 1,001,746,000⇒仕入れに該当する。

### ③ 課税期間・申告納付

#### 〔1〕 課税期間（法19） 理論 4－1〔1〕

課税期間とは、納付すべき消費税額の計算の基礎となる期間をいう。

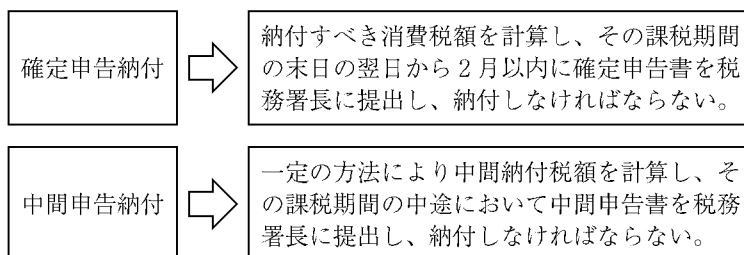


**解説** 所得税・法人税の計算期間とのバランスを考慮し、消費税法においても、原則として個人事業者は暦年、法人は事業年度とした。

**用語** 事業年度

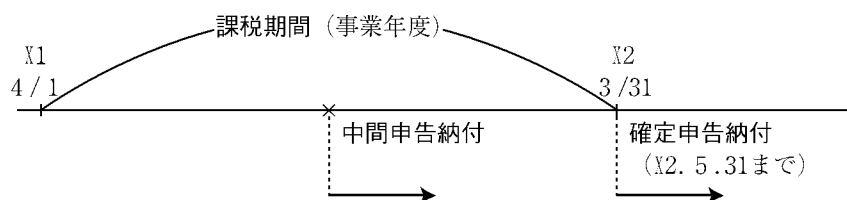
法人の財産及び損益の計算の単位となる期間（会計期間）で定款等に定めるものをいう。

#### 〔2〕 申告納付（法42、45、48、49） 理論 8－1、8－2



**解説** 課税期間の中途において中間申告制度により消費税を前払いさせ、確定申告時においてその課税期間における納付税額の精算を行うこととしている。

#### 〔3〕 まとめ（1年決算法人の場合）



#### ④ 小規模事業者に係る納税義務の免除 (法9①) 理論 2-1〔2〕

##### 〔1〕 概 要

消費税は、すべての消費支出に対し、幅広く負担を求めようとするものであることから、納税義務の免除規定は、原則として設けるべきではない。

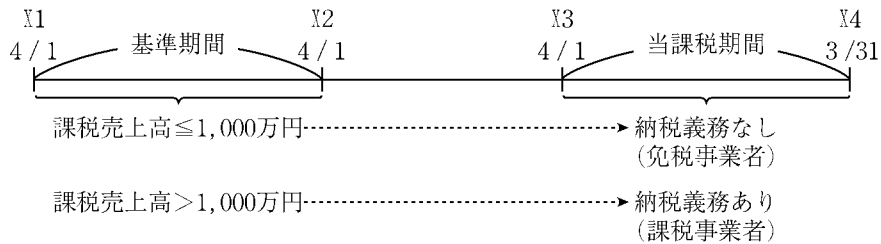
しかし、小規模零細事業者の納税事務負担や税務当局の税務執行面に配慮して、課税売上げが少ない事業者に限り、消費税の納税義務を免除することとしている。

##### 〔2〕 適用対象者

適用対象者

その課税期間の基準期間における課税売上高が1,000万円以下である事業者（適格請求書発行事業者を除く）

##### 図 解



##### 解 説

消費税が転嫁を予定している税であることを考慮し、事業者はあらかじめ納税義務者となるか否かの判断をし、その準備ができるようにしておく必要がある。そのため、納税義務の有無は、その課税期間の開始の日の前日の現況により判定することとされている。したがって、その課税期間における課税売上高ではなく、基準期間における課税売上高により判定する。

##### 用 語

##### (1) 基準期間 (法2①十四) 理論 2-1〔3〕(1)

基準期間とは、当課税期間の納税義務の有無を判断する基礎となる期間をいう。



##### (2) 基準期間における課税売上高 (法9②) 理論 2-1〔3〕(2)

基準期間における課税売上高とは、基準期間中の税抜の課税売上高の合計額をいう。

##### (3) 適格請求書発行事業者 (法2①七の二) 理論 2-1〔3〕(3)

適格請求書発行事業者とは、適格請求書発行事業者の登録を受けた事業者をいう。

### 〔3〕 納税義務の有無の判定

その課税期間において納付すべき消費税額を算出するに当たって、その課税期間の納税義務の有無を判定する必要がある。

#### 計算パターン

##### 〔1〕 納税義務の有無の判定

基準期間における課税売上高  $> 10,000,000$   $\therefore$  納税義務あり

又は

基準期間における課税売上高  $\leq 10,000,000$

適格請求書発行事業者に該当する（しない）  $\therefore$  納税義務あり（なし）

}

#### 具体例 1

当社の当課税期間（自X3年4月1日 至X4年3月31日）における納税義務の有無を判定しなさい。  
 なお、当課税期間の基準期間（自X1年4月1日 至X2年3月31日）における課税売上高は45,700,000円であり、当社は適格請求書発行事業者に該当しない。

#### 解 答

##### 〔1〕 納税義務の有無の判定

45,700,000  $> 10,000,000$   $\therefore$  納税義務あり

}

#### 具体例 2

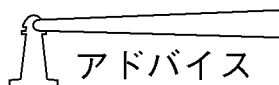
当社の当課税期間（自X3年4月1日～至X4年3月31日）における納税義務の有無を判定しなさい。  
 なお、当課税期間の基準期間（自X1年4月1日～至X2年3月31日）における課税売上高は9,000,000円であり、当社は適格請求書発行事業者に該当する。

#### 解 答

##### 〔1〕 納税義務の有無の判定

9,000,000  $\leq 10,000,000$

適格請求書発行事業者に該当する  $\therefore$  納税義務あり



#### アドバイス

適格請求書発行事業者の登録は課税事業者が受けることができるものであり、適格請求書発行事業者は納税義務の免除規定の対象から除外されているため、その課税期間の基準期間における課税売上高が1,000万円以下である場合であっても、消費税の納税義務は免除されない。

## ⑤ 基本税額計算 理論 8－2〔4〕

### 〔1〕 基本的構造

納付すべき消費税額は、まず課税標準額を算出し、課税標準額に対する消費税額（売上げに係る消費税額）から仕入れに係る消費税額を控除して求められる。

$$\boxed{\text{当課税期間中の売上げに係る消費税額}} - \boxed{\text{当課税期間中の仕入れに係る消費税額}} = \boxed{\text{納付税額 (百円未満切捨)}}$$



（原則）割戻し

税込課税売上高  $\times \frac{100}{110}$  = 課税標準額（千円未満切捨）

課税標準額  $\times 7.8\%$  = 課税標準額に対する消費税額

（特例）積上げ

税込課税売上高－適格請求書等に記載した課税売上げに係る消費税額等 = 課税標準額（千円未満切捨）

適格請求書等に記載した課税売上げに係る消費税額等  $\times 78\%$  = 課税標準額に対する消費税額

### 用語 課税標準（法28①） 理論 6－1〔1〕

税率を適用して税額を算出する基準をいい、課税資産の譲渡等に係る消費税の課税標準は税抜の課税売上高である。

## 〔2〕 納付のケース

## 計算パターン（原則）売上げ割戻し・仕入れ積上げの場合

## 〔1〕 納税義務の有無の判定

基準期間における課税売上高 $>10,000,000$   $\therefore$  納税義務あり

又は

基準期間における課税売上高 $\leq 10,000,000$

適格請求書発行事業者に該当する  $\therefore$  納税義務あり

## 〔2〕 課税標準額

税込課税売上高 $\times \frac{100}{110} = \times \times \times \longrightarrow \times \times \times$  ※ 千円未満切捨を行う

## 〔3〕 消費税額

課税標準額(端数処理後) $\times 7.8\% = \times \times \times$

## 〔4〕 控除税額

適格請求書等に記載された課税仕入れに係る消費税額等 $\times 78\% = \times \times \times$

## 〔5〕 差引税額

$[3] - [4] = \times \times \times \longrightarrow \times \times \times$  ※ 百円未満切捨を行う

## 〔6〕 中間納付税額

中間納付税額 ※ 百円未満切捨を行う

## 〔7〕 納付税額

$[5] - [6] = \times \times \times$

(注) 1. 斜体で記載しているタイトルは、答案用紙に印字されているものである。

2. 解答上、覚えていただきたいタイトルはゴシックで記載している。

計算パターン 売上げ割戻し・仕入れ割戻し（特例）の場合

〔1〕 納税義務の有無の判定

〔2〕 課税標準額

$$\text{税込課税売上高} \times \frac{100}{110} = \times \times \times \longrightarrow \times \times \times \quad ※ \text{ 千円未満切捨を行う}$$

〔3〕 消費税額

〔4〕 控除税額

$$\text{税込課税仕入高} \times \frac{7.8}{110} = \times \times \times$$

〔5〕 差引税額

〔6〕 中間納付税額

〔7〕 納付税額

計算パターン 売上げ積上げ（特例）・仕入れ積上げの場合

〔1〕 納税義務の有無の判定

〔2〕 課税標準額

$$\text{税込課税売上高} - \text{適格請求書等に記載した課税売上げに係る消費税額等} = \times \times \times \longrightarrow \times \times \times$$

※ 千円未満切捨を行う

〔3〕 消費税額

$$\text{適格請求書等に記載した課税売上げに係る消費税額等} \times 78\% = \times \times \times$$

〔4〕 控除税額

$$\text{適格請求書等に記載された課税仕入れに係る消費税額等} \times 78\% = \times \times \times$$

〔5〕 差引税額

〔6〕 中間納付税額

〔7〕 納付税額

（注）1. 売上税額の積上げ計算は、適格請求書発行事業者に限られる。

2. 売上税額を積上げ計算による場合は、適格請求書等に記載した消費税額等を基礎として課税標準額に対する消費税額を算出するため、課税標準額を売上税額の計算には用いないのであるが、申告書に記載すべき金額であるため、解答上は示すこと。

# 具体例

## <収入項目>

|                |             |
|----------------|-------------|
| 商品売上高          | 20,000,000円 |
| サービス提供による収入    | 16,000,000円 |
| 事業用中古固定資産の売却収入 | 2,400,000円  |

5

## <支出項目>

|          |                                |
|----------|--------------------------------|
| 商品仕入高    | 11,000,000円（うち消費税額等1,000,000円） |
| 機械設備の購入高 | 3,300,000円（うち消費税額等300,000円）    |
| 事務用品の購入高 | 220,000円（うち消費税額等20,000円）       |
| 外注加工費    | 550,000円（うち消費税額等50,000円）       |
| 支払修繕費    | 88,000円（うち消費税額等8,000円）         |

10

（注）1．すべて税込金額であり、中間納付税額は600,000円である。

2．基準期間における課税売上高は32,000,000円であり、適格請求書発行事業者に該当しない。

3．売上げは割戻し、仕入れは積上げで計算するものとし、<支出項目>のかっこ内の金額は適格請求書に記載された消費税額等である。

15

# 解答

## 〔1〕 納税義務の有無の判定

32,000,000 > 10,000,000 ∴ 納税義務あり

20

## 〔2〕 課税標準額

20,000,000 + 16,000,000 + 2,400,000 = 38,400,000

$38,400,000 \times \frac{100}{110} = 34,909,090 \rightarrow 34,909,000$

## 〔3〕 消費税額

34,909,000 × 7.8% = 2,722,902

## 〔4〕 控除税額

25

1,000,000 + 300,000 + 20,000 + 50,000 + 8,000 = 1,378,000

1,378,000 × 78% = 1,074,840

## 〔5〕 差引税額

〔3〕 - 〔4〕 = 1,648,062 → 1,648,000

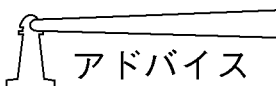
## 〔6〕 中間納付税額

600,000

30

## 〔7〕 納付税額

〔5〕 - 〔6〕 = 1,048,000



アドバイス

35

計算過程が採点の対象となるため、計算結果のみならず、その内訳も示すこと。

**参 考** 過去の本試験の答案用紙（一部抜粋）

I 納税義務の有無の判定

| 計 算 過 程 (単位：円)                   |  |
|----------------------------------|--|
| 32,000,000 > 10,000,000 ∴ 納税義務あり |  |

II 課税標準額に対する消費税額の計算

【課税標準額】

| 計 算 過 程 (単位：円)                                           |                 |
|----------------------------------------------------------|-----------------|
| 20,000,000 + 16,000,000 + 2,400,000 = 38,400,000         |                 |
| 38,400,000 × $\frac{100}{110}$ = 34,909,090 → 34,909,000 | 金額 34,909,000 円 |

【課税標準額に対する消費税額】

| 計 算 過 程 (単位：円)                |                |
|-------------------------------|----------------|
| 34,909,000 × 3.8% = 2,722,902 | 金額 2,722,902 円 |

III 仕入れに係る消費税額の計算等

【控除対象仕入税額】

| 計 算 過 程 (単位：円)                                            |                |
|-----------------------------------------------------------|----------------|
| 1,000,000 + 300,000 + 20,000 + 50,000 + 8,000 = 1,378,000 |                |
| 1,378,000 × 78% = 1,074,840                               |                |
|                                                           | 金額 1,074,840 円 |

IV 差引税額又は控除不足還付税額の計算

【差引税額又は控除不足還付税額】

| 計 算 過 程 (単位：円)                                |                |
|-----------------------------------------------|----------------|
| 2,722,902 - 1,074,840 = 1,648,062 → 1,648,000 | 金額 1,648,000 円 |

V 中間納付税額の計算

【中間納付税額】

| 計 算 過 程 (単位：円) |              |
|----------------|--------------|
| 600,000        | 金額 600,000 円 |

VI 納付税額又は中間納付還付税額の計算

【納付税額又は中間納付還付税額】

| 計 算 過 程 (単位：円)                  |                |
|---------------------------------|----------------|
| 1,648,000 - 600,000 = 1,048,000 | 金額 1,048,000 円 |

### 〔3〕 還付のケース（その1）

課税標準額に対する消費税額よりも控除税額の方が大きい場合には、その控除しきれない金額は還付される。

#### 計算パターン

- 〔1〕 納税義務の有無の判定
  - 〔2〕 課税標準額
  - 〔3〕 消費税額
  - 〔4〕 控除税額
  - 〔5〕 控除不足還付税額
- $$〔4〕 - 〔3〕 = \times \times \times \text{（注）}$$

（注）「控除不足還付税額」については、百円未満切捨の端数処理を行わない。

#### 具体例

- <収入項目>
- |       |             |
|-------|-------------|
| 商品売上高 | 20,000,000円 |
|-------|-------------|
- <支出項目>
- |        |                                |
|--------|--------------------------------|
| 商品仕入高  | 18,700,000円（うち消費税額等1,700,000円） |
| 建物の購入高 | 9,900,000円（うち消費税額等900,000円）    |
- （注）1. すべて税込金額である。
2. 基準期間における課税売上高は32,000,000円であり、適格請求書発行事業者に該当しない。
3. 売上げは割戻し、仕入れは積上げで計算するものとし、<支出項目>のかっこ内の金額は適格請求書に記載された消費税額等である。

#### 解 答

- 〔1〕 納税義務の有無の判定  
 $32,000,000 > 10,000,000 \quad \therefore \text{納税義務あり}$
- 〔2〕 課税標準額  
 $20,000,000 \times \frac{100}{110} = 18,181,818 \rightarrow 18,181,000$
- 〔3〕 消費税額  
 $18,181,000 \times 7.8\% = 1,418,118$
- 〔4〕 控除税額  
 $1,700,000 + 900,000 = 2,600,000$   
 $2,600,000 \times 78\% = 2,028,000$
- 〔5〕 控除不足還付税額  
 $〔4〕 - 〔3〕 = 609,882$

## 〔4〕 還付のケース（その2）

差引税額よりも中間納付税額の方が大きい場合には、その控除しきれない金額は還付される。

### 計算パターン

〔1〕 納税義務の有無の判定

〔2〕 課税標準額

〔3〕 消費税額

〔4〕 控除税額

〔5〕 差引税額（注）

〔6〕 中間納付税額

〔7〕 中間納付還付税額

$$〔6〕 - 〔5〕 = \times \times \times$$

（注）「差引税額」の百円未満切捨の端数処理を行うこと。

### 具体例

<収入項目>

商品売上高

40,000,000円

<支出項目>

商品仕入高

34,430,000円（うち消費税等3,130,000円）

（注）1．すべて税込金額であり、中間納付税額は633,600円であり、適格請求書発行事業者に該当しない。

2．基準期間における課税売上高は32,000,000円である。

3．売上げは割戻し、仕入れは積上げで計算するものとし、<支出項目>のかっこ内の金額は適格請求書に記載された消費税額等である。

### 解 答

〔1〕 納税義務の有無の判定

$$32,000,000 > 10,000,000 \quad \therefore \text{納税義務あり}$$

〔2〕 課税標準額

$$40,000,000 \times \frac{100}{110} = 36,363,636 \longrightarrow 36,363,000$$

〔3〕 消費税額

$$36,363,000 \times 7.8\% = 2,836,314$$

〔4〕 控除税額

$$3,130,000 \times 78\% = 2,441,400$$

〔5〕 差引税額

$$〔3〕 - 〔4〕 = 394,914 \longrightarrow 394,900$$

〔6〕 中間納付税額

633,600

〔7〕 中間納付還付税額

$$〔6〕 - 〔5〕 = 238,700$$